

議案第12号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の改正概要

1 概要

令和5年(2023年)6月に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。以下「改正法」という。)において、個人番号(マイナンバー)による情報連携が可能な事務を規定する別表第二(以下「法別表第二」という。)が削除されるため、同表を参照する宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号。以下「条例」という。)の一部を改正しようとするものです。

法別表第二が削除されることにより、法で定められた事務及びそれに準ずる事務については、主務省令に規定することで、マイナンバーの情報連携が可能となります。これによって、新規で必要とされる情報連携をより速やかに開始することができます。

2 主な改正内容

条例第3条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

※「特定個人番号利用事務」とは、法が定めるマイナンバーを利用できる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものです。「利用特定個人情報」とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものです。

3 施行日

条例の施行日は、公布の日又は改正法の施行日のいずれか遅い日から施行するものとします。

※改正法は、公布の日(令和5年6月9日)から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっています。

4 参考

(1) 条例に規定するマイナンバーの利用範囲

条例は、市がマイナンバーを利用する事務の範囲を規定しています（第3条第1項）。これにより、市が独自にマイナンバーを利用する事務（独自利用事務）を設けることや、市長部局内でのマイナンバー情報の授受、市長部局から教育委員会へのマイナンバー情報の提供が可能となっています。また、情報連携により他の地方公共団体等からマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となっています。

(2) 情報連携の概要

情報連携とは、行政機関等同士が情報提供ネットワークシステムを使用して、行政手続に必要な情報をやり取りすることです。情報連携を活用し、事務に必要な個人情報を取得することで、住民に提出を求めていた紙媒体の添付書類（課税証明書等）を省略することなどが可能となります。

【情報連携のイメージ（一例）】

